

令和 6 年度事業計画書

令和 6 年度は、警察・関係行政機関及び暴力団排除組織等と連携し、暴力団を許さない県民意識の盛り上げと暴力団等による不当な行為からの被害防止を基本に、次に掲げる事業を適正かつ効果的に推進する。

（１）犯罪被害者救済事業（公益目的事業１）

暴力団員等による不当な行為に関する相談への対応や暴力団離脱者に対する更正促進等、暴力団員等からの犯罪被害の軽減と回復を図る犯罪被害者救済事業

ア 相談活動事業（定款第 4 条第 3 号・4 号）

- （ア） 暴力相談の周知徹底を図るため、各種マスメディアの媒体を活用して、早期相談の呼びかけを行い、効果的な広報活動を推進する。
- （イ） 相談事業を効果的に推進するため、対応要領等についての暴排資料を作成し、賛助会員、暴排組織等関係機関や研修会等への参加者へ配布する。
- （ウ） 相談事業の的確な対応が出来るように全国暴力追放相談委員研修会へ積極的に参加して適正な相談業務の推進を図る。
- （エ） 障害者暴力相談ネットワークや外国人暴力相談通訳人と連携し、相談内容に見合った対応を推進する。
- （オ） 弁護士、保護司、少年指導委員、警察官OBを暴力追放相談委員として委嘱し、面接、電話等により広く県民からの暴力相談を受理し、被害の未然防止及び救済を図る。
- （カ） 熊本県弁護士会所属の弁護士、保護司または少年指導委員、警察官OBを毎週月曜日の午前中に熊本市役所において行う民事介入暴力相談業務に派遣し、暴力団等に関する無料相談を受け問題解決に当たる。
- （キ） 日本司法支援センター等、他の相談機関と連携し、相談活動を推進する。
- （ク） 少年非行防止機関等と連携し、少年に対する暴力団の影響を排除するため、パンフレットなどを活用した広報活動を推進する。
- （ケ） 新聞等に掲載された暴力団等関連記事を収集管理し、関係団体、企業等に必要な情報提供を行う。
- （コ） センターに寄せられた相談受理内容をデータベース化し、相談事業に活用する。

イ 暴力団離脱者更生促進事業(定款第 4 条第 5 号)

- （ア） 暴力団からの離脱に関するパンフレットの作成や広報活動により、暴力団離脱の促進を図る。

- (イ) 暴力団社会復帰を支援する関係機関・団体との定期的な連絡会議を開催し、暴力団離脱者及び受入企業等について、情報交換を行い活動を推進する。
- (ウ) 離脱者雇用企業に対する効果的な給付金の支給を行うことにより支援を図る。
給付金は、1 か月につき 3 万円を限度として、支給期間は 6 か月を超えない範囲とする。
- (エ) 離脱者の雇用先を確保するために、受入企業の拡大を図る。
- (オ) 暴力団離脱者からの入れ墨除去や指詰め復元の相談については、センターが委嘱した医療アドバイザーとの連携を図る。
- (カ) 県外雇用を希望する離脱者に対しては、広域連携協定締結都道府県をはじめとする全国の暴追センターと連携して、雇用先の拡大を図る。
- (キ) 熊本刑務所において服役中の暴力団員に対し、「暴力団員の社会復帰の現状等」の講話を行い、組からの離脱と就労による社会復帰の促進を図る。

ウ 被害者救済事業（定款第 4 条第 9 号）

- (ア) 暴力団員等による傷害事件や物的損害事件の被害者に対して、見舞金を支給し物心両面の救済を図る。
見舞金は、被害の程度が 1 か月以上 3 か月未満の場合は限度額 1 0 万円、3 か月以上の場合は限度額 2 0 万円とし、暴力団構成員等の有形力の行使に起因する家屋、自動車、物品等の物的損害の場合は、限度額 2 0 万円以内における実費を支給する。

エ 民事費用等貸付事業(定款第 4 条第 9 号)

- (ア) 暴力団等からの被害に係る損害賠償請求等の訴訟費用、賃貸借契約解除の請求等の訴訟費用、物的被害を修復するための費用、暴力団組事務所撤去運動をするための費用等について無利子の貸付を行う。
貸付金は、1 件当たり 2 0 0 万円を限度とする。

（２）犯罪被害防止事業（公益目的事業２）

暴力団員等による不当行為の防止に関する広報啓発や不当要求の被害防止のための犯罪被害防止事業

ア 広報啓発事業・調査、資料収集事業(定款第 4 条第 1 号・第 1 1 号)

- (ア) 新聞・テレビ・ラジオ・インターネット広告・郵便局サイネージ広告・熊本市電・都市バス車体広告等各種マスメディアを活用し、センター事業の認知度の向上を図るとともに、特に賛助会員の募集を通じて財政基盤の強化を図る。

- (イ) 暴力団排除ポスター、パンフレット、チラシ、ステッカー、お知らせポスター・暴力追放カレンダー等を作成し、暴力排除意識の高揚と被害防止を図る。
- (ウ) 全国暴力追放運動推進センター発行の小冊子を購入し、賛助会員、暴排組織等関係機関や研修会等への参加者へ配布を行う。
- (エ) ホームページの内容を充実させ、センターの活動内容及び対応要領などをタイムリーに提供する。
- (オ) 機関紙「暴力追放くまもと」を年２回発行し、各種団体、企業及び賛助会員等に配布する。
- (カ) 県民の暴排意識の高揚を図るため、令和６年１１月１５日（金）、菊池郡菊陽町の「菊陽町図書館ホール」において、「第３４回熊本県暴力追放県民大会in菊陽」を菊陽町との共催により開催する。
- (キ) 暴力追放活動及びセンター事業支援に顕著な功労があった個人及び団体を表彰する。
- (ク) 講習会等各種の機会を利用してアンケート調査を実施し、各種事業に反映させる。
- (ケ) 全国、九州管区における会議及び研修会に参加し、各県との情報交換を行い、活動を推進する。
- (コ) 当センター、県警察本部、県弁護士会との三者で設立された「熊本県民暴研究会」の会合に参加し、民事・刑事問題等について積極的な情報交換を行い、活動の推進を図る。

イ 民間の暴力団排除組織・団体等への支援事業(定款第４条第２号・６号)

- (ア) 行政機関、地域・職域の暴力排除組織団体等が開催する暴力追放会議、研修会、暴力追放大会などに職員を派遣し、暴力団対応等について講話や指導・助言を行う。
- (イ) 暴力排除組織団体への活動助成金の支給、情報及び資料の提供を行うとともに一層の連携強化を図る。
助成金は、２０万円を限度として支給する。
- (ウ) 暴力団事務所立ち退き、建設阻止運動等の暴力団追放運動の支援を図る。
- (エ) 賛助会員及び関係機関団体に対し、ファックスで暴力団等情報及び最近の相談事例などを「暴追速報」として提供する。
- (オ) 暴力排除に関するＤＶＤを購入し、広く一般に貸出し、効果的な暴排活動を推進する。
- (カ) 暴力対策関連図書を斡旋し、暴力排除意識の高揚を図る。
- (キ) 暴力排除組織団体等が開催する集会等に対して、各種資料の提供、暴力追放タスキ、ハチマキ、のぼり旗、暴追ジャンパー等の貸出を行い支援する。
- (ク) 暴力団事務所の使用により、付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する事業で、具体的には、センターが暴力団事務所の付近住民が

ら委託を受けて、自己の名をもって当該事務所の使用差止請求を行う、いわゆる「代理訴訟」手続を必要に応じて推進する。

ウ 少年指導委員に対する研修事業（定款第4条第10号）

- （ア） 熊本県警察本部生活安全企画課と連携して、少年指導委員に対し、暴力団の現状や少年に対する暴力団員等の影響の実態、暴力団排除要領等を内容とする研修会を開催し、協力体制の確立を図る。
- （イ） 少年への暴力団影響排除に必要なパンフレットを作成し、中高生や関係機関及び少年指導委員等へ配布する。

エ 不当要求情報管理機関への援助（定款第4条第8号）

- （ア） 国家公安委員会では不当要求情報管理機関として登録されている機関との連携を強化し、不当要求による被害防止についての資料提供や暴力団情報の提供などの積極的な援助活動を推進する。

オ 不当要求防止責任者講習事業（定款第4条第7号）

- （ア） 熊本県公安委員会からの委託を受け、行政機関・事業所等の不当要求防止責任者に対して、暴力団等からの被害を防止するための講習会を開催する。
実施予定回数：15回（集合講習またはオンライン講習）、
予定人員：1,000人
- （イ） 責任者講習指導員のための全国研修会に参加し、講習要領等について情報交換を行い、その後の講習会に活用する。
- （ウ） 講習会の充実を図るために、各種資料やビデオを購入し、活用する。
- （エ） 不当要求防止責任者事業所の未加入の事業所に対しては、新規受講者の拡大を図る。

（3）管理部門

ア 理事会・評議員会の開催

定款の規定に基づき、理事会を年2回、評議員会を年1回定期に開催する。
必要があれば、その都度、臨時理事会及び臨時評議員会を開催する。

イ 財政基盤の拡充

財政基盤の充実を図るため、賛助会員・寄附金の募集に努める。